



Title	工業デザインの保護
Author(s)	梅沢, 修
Citation	デザイン理論. 1993, 32, p. 62-77
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/52843">https://doi.org/10.18910/52843</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 工業デザインの保護

梅澤修

## はじめに

工業デザインは、デザイナーの創作物であり、原則的に、知的な財産として保護されるべきものであるということに異論はあるまい。また、工業デザインは、企業にとっても、その良し悪しが製品の売上を左右する重要な要素であり、他社による模倣品があれば、損害となる。そしてまた、公共の利益の観点からは、よいデザインが流通し社会全体の生活が豊かになるためには、工業デザインの創作を奨励する必要があり、工業デザインを保護する必要がある。

我が国においては、工業デザインは主に意匠法によって保護されている。世界的に見ても、工業デザインを保護するために特別な法制（意匠制度）を設けている国々がほとんどである（76ヶ国が意匠制度を有している）。ただし、著作権法、特許法・実用新案法及び不正競争防止法等によつても、各法の保護対象にデザインの創作内容が当てはまる場合は、保護される可能性がある。

本稿では、(1)我が国の意匠制度を概観し、(2)著作権との比較によってその性格を明らかにするとともに、(3)最近の不正競争防止法の改正や、EC意匠法案等による新しい工業デザイン保護の枠組みを見て、(4)工業デザイン保護の目的の基本について考察する。

## I. 意匠法

### I-1. 意匠権

一定の要件を具えたデザイン（意匠）は、特許庁において設定登録されると意匠権が発生し、最長15年間の排他的な独占権が認められる。

意匠権は、登録された意匠と同一の意匠のみならず「類似する意匠」をも排他的に独占できる権利である（意匠法23条）。また、第三者が登録意匠の存在を知らないで、類似の意匠を実施した場合でも、すなわち、故意の模倣でなくとも意匠権の侵害となる。意匠法は、このような絶対的独占権である意匠権を発生させることで、工業デザインを保護し、産業秩序を形成する制度である。

### I-2. 登録要件

デザインが意匠登録を受けるためには、意匠法に定める登録の要件を具えていなくてはならない。主な登録要件は、以下のようなものである。

#### (1) 工業上利用することができる意匠

意匠法において保護される意匠とは、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」（意匠法2条）であり、なおかつ「工業上利用することができる意匠」（意匠法3条1項柱書）でなくてはならない。したがって、  
（ア）物品ではない美術の著作物や  
（イ）不動産である建築物及び  
（ウ）工業的な量産をしない一品製作の製品等は、意匠登録を受けることはできない。

#### (2) 新規性

「意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠」あるいは「頒布された刊行物に記載された意匠」又はこれらに「類似する意匠」は、意匠登録を受けることができない（意匠法3条1項）。「すでに存在する意匠と同じか或るいは類似するものである場合、それは、その人自身にとっての創作ではあっても、社会的に見れば新しい意匠の創作——つまり、新たな財、価値の創造とはいえず、登録されるものとはならない。この法が目的とするところは、

新たな財、新たな価値の創出を保護し、さらに新たな財の創造と提供を促して産業の発達を図ろうとするところにあるものだからである。」<sup>1)</sup>

新規性は、意匠登録の要件の中核をなすものである。この要件は、絶対的独占権としての意匠権を発生させることと裏腹の関係にあり、権利発生のための厳しい要件となっている。

### (3) 創作容易性

「その意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基いて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠については、……意匠登録を受けることができない。」（意匠法3条2項）

創作容易性は、新規性と並んで重要な要件である。容易に創作できる程度の意匠について排他的独占権を認めることは、誰しも考えつくような意匠の実施・利用を妨げる可能性があり、公共の利益に反することになる。たとえば、(ア)有名な自動車をほとんどそのままに玩具としたもの、あるいは、(イ)自由の女神像の形をそのままラジオとしたもの、または、(ウ)広く知られたものの部分を組み合わせたようなもの等である。

### (4) 先願主義

別個に創作された場合でも、同じ創作については最先のものにしか権利を認めないので、特許制度の基本的な原則である。何を最先の判断基準にするかで、世界の特許制度は、先願主義と先発明主義とに分かれる。しかし、権利の法的な安定性という観点からは、先願主義の方が優れており、先に出願をなした者に権利を認めるという先願主義が、世界の大勢である<sup>2)</sup>。

## I-3. 意匠登録出願

意匠登録を受けようとする者は、特許庁に対し意匠登録をすべきことを請求する手続、すなわち意匠登録出願をしなければならない。意匠登録出願は、出願人、意匠に係る物品、及び意匠の説明等必要な事項を願書に記載し、意匠を

記載した図面を添付して特許庁に提出する。

願書及び添付図面の記載方法等の細かい手続きについての説明は省略するが、この願書及び添付図面によって、絶対的独占権である意匠権の客体が特定されるのであるから、出願の意匠が客観的かつ明確に開示されていなくてはならない。我が国の出願件数は、経済の成長とともに戦後急激に増加し、昭和57年の約6万件をピークに、ここ数年は、約4万件に落ち着いている。(下表参照)

#### I-4. 審査主義

「特許庁における審査は、出願、請求その他の手続が法令に定める方式に適合しているかどうかを主として形式的側面から審査するいわゆる方式審査と、出願に係る意匠が登録要件を具えているかどうかを実質的に審査するいわゆる

各国の意匠登録出願及び登録の件数（平成2年）

〈特許庁年報 第45巻（平成4年版）より〉

国 名	出願件数	登録件数	審査	特許出願件数	特許登録件数	商標登録件数
日本	44,290	33,773	有り	367,590	59,401	117,185
韓国	18,769	13,927	有り	31,387	7,762	23,789
朝鮮民主主義人民共和国	9,093	2,480	有り	6,615	2,660	8,822
(アジア計)	75,924	53,152	—	591,549	129,790	223,302
イギリス	8,566	9,181	有り	97,891	32,179	28,389
オーストリア	6,814	6,814	無し	43,571	12,584	5,210
ソ連	4,744	3,661	有り	123,797	84,658	9,786
ドイツ連邦共和国	7,756	55,832	無し	7,525	42,860	18,205
フランス	8,303	25,295	無し	81,884	35,155	79,052
(ヨーロッパ計)	55,631	118,495	—	953,350	353,571	260,621
(アフリカ計)	2,038	560	—	25,994	2,706	16,569
アメリカ	11,288	8,024	有り	176,100	90,366	61,343
カナダ	2,681	2,700	有り	37,917	14,187	13,758
(アメリカ計)	15,926	11,685	—	241,007	112,019	158,464
オーストラリア	4,191	3,541	有り	26,507	12,672	11,217
(オセアニア計)	32,188	16,827	—	31,178	16,163	16,827
全世界合計	154,347	187,999	—	1,843,078	614,249	675,783

「実体審査」<sup>3)</sup>に分けられる。審査主義というのは、新規性や創作容易性等の実体的な登録要件について審査をすることであり、我が国は、明治21年の意匠条例の公布以来、審査主義を採用している。

各国の意匠制度は、新規性、創作容易性等を登録要件とし、出願・登録という一定の手続きを経て権利が発生し、15年程度を権利期間とする点においてほぼ共通する。しかし、実体審査をするか否かにおいて相違が見られる。無審査で登録する場合は、その権利発生要件については裁判において判断される。これに対し、審査主義は、権利の安定性を保証する意義がある。意匠制度を有する国は、76ヶ国であり、そのうち審査主義国は、36ヶ国、無審査主義国は40ヶ国である。主な審査主義国は、米、英、ロシア、韓国、台湾、カナダ、オーストラリア、北欧諸国であり、主な無審査主義国は、仏、独、伊である。

#### I-5. 意匠法による保護の問題点

##### (1) 審査の遅延（審査主義の問題点）

我が国では、出願してから審査が終了するまでの平均的期間は、約2年である。早いものは、1年以内で審査が済むものもあるが、製品のライフサイクルが短縮化しており、保護が有効にできない場合があり、制度の問題点とされている。だが、徐々に審査期間も短縮化しつつあり、平均1年を目標に諸施策を実施しているところである。

##### (2) 未保護分野（新保護領域）

意匠の定義に合わず、保護されていないデザインの創作があり、それらについても保護する方法・考え方が検討課題となっている。例えば、「物品」の形状等とは捉えられないということで、タイプフェイスやアイコンのデザインは登録されないし、これらは著作権としても保護されない。また、個々の製品は保護されるが、システム的なデザインをトータルに保護することはできない。そして、部分的な形状等に特徴がある場合もその特徴だけを保護することはできない。これらの保護の方法が検討される必要があろう。

### (3) 類否判断の困難性

意匠権の効力は、登録された意匠をそっくり複製・模倣したものだけでなく、類似する意匠にも及ぶ。そして、登録の要件は先行する意匠と同一又は類似する意匠でないことである。このように、意匠制度では「類似」という概念がキーであり、出願の審査においても、権利侵害の訴訟においても「類否判断」が重要になっている。しかし、その判断は難しく、客観的基準等が理解しにくいといわれる。できるだけ一般的に解りやすい、類否判断の考え方を客観化することが求められている。

## 2. 意匠法と著作権法

工業デザインは主に意匠法で保護され、美術作品は著作権で保護されるというのが、多くの国での一般的な保護の制度である。工業デザインも美術作品と同様に知的な創作物であるが、著作権だけでなく、特別な保護制度が必要とされるのは、デザイン創作の特質による。意匠法と著作権法との関係を概観し、デザインの特質を踏まえて、デザインが意匠法と著作権法との間でどのように保護されるべきかについて考察する。

### 2-1. 意匠法と著作権法の比較

#### (1) 無体財産権——目的物の共通

意匠権は、特許権、実用新案権、商標権と共に工業所有権と呼ばれ、人間の精神的活動の所産たる無体物を排他的に支配する権利である。そして、著作権も、無体物たる著作物を排他のに支配する権利であり、目的物において共通である。したがって、これらを統括して無体財産権 (Immaterialgüterrecht)、知的所有権あるいは知的財産権と呼び所有権をはじめ有体物を対象とする通常の財産権と区別して扱うのが一般的の傾向である<sup>4)</sup>。

#### (2) 法目的の相違——産業の発達と文化の発展

意匠法は、工業所有権法の一つとして、究極的には、産業の発達を目的とし、

意匠法1条に、「この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。」という目的規定を置いている。

これに対し、著作権法は文化の発展に寄与することを究極目的とし、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公平な利用に留意しつつ、著作権者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」(著作権法1条)と規定している。

### (3) 著作権（著作財産権と著作者人格権）

著作者が著作物に関して有する権利には二種類のものがある。一つは、複製権、上演権、翻訳権など著作者が著作物に対して有する財産的利益を保護する権利であり、これを総称して著作財産権という。その二は、公表権、氏名表示権、同一性保持権など著作者が著作物に対して有する人格的利益を保護する権利であり、これを総称して著作者人格権という。後者は、著作者以外の者に譲渡することのできない権利である。意匠法では、著作者人格権のような権利は存在しない。

### (4) 新規性と独創性

著作権は、人間の「思想または感情を創作的に表現したもの」(著作権法2条1項1号)である著作物を保護するところから、創作の独創性（結果的に似ても、模倣でなく独自に創作したということ）に基準をおいている。一方、意匠権は、産業において生産される製品にかかわるものであり、また新しい財の产出により社会全体の発展を目的とするところから、創作の客観性に基準をおき、新規性や非創作容易性という登録要件が課せられている<sup>5)</sup>。

### (5) 方式主義と無方式主義

意匠権は出願・登録を権利の発生要件としている（方式主義）。だが、著作権は創作と同時に発生し、登録などの形式を必要としない（無方式主義）。

## (6) 保護期間

著作権は、通常、著作者の死後50年まで保護される。著作権の保護期間を決めるには「著作物の自由利用を求める一般公衆の利益と、労力に対する十分な報酬を期待する著作者の利益との調和点をどの時点に求めるか」を慎重に検討しなければならない<sup>6)</sup>。意匠権も同様に、産業の発達という目的を踏まえ、創作の奨励のために有効な保護期間という面と、意匠の自由実施・利用のために適切な期間という両面から考えられている<sup>7)</sup>。そして、産業発達という公共の利益が重要であること、効力が類似にまで及ぶ絶対的独占権であること、及びデザインの流行性等が考慮され、意匠権は著作権に比較して短期の権利期間となっているものと思われる。

### 2-2. 応用美術の保護の国際的状況

著作権法による工業デザインの保護については、「応用美術」(applied art) の保護の問題として、議論されてきた。著作権の国際条約であるベルヌ条約のブラッセル改正会議(1948)において、著作物の中に「応用美術の著作物」が含まれることになり、保護が義務付けられた。ただし、保護の方法は各国に任せられている<sup>8)</sup>。

アメリカでは、応用美術の著作物を著作権法の保護対象としているが、「separability テスト」と呼ばれる基準があり、美術的特徴が、「物品の実用面と区別して識別することができ、かつ、実用面と独立して存在すること」(米著作権法101条) が条件となる<sup>9)</sup>。このテストによると、むしろ、ほとんどの実用品のデザインは著作権による保護から除外される。

イギリスでは、長い間にわたって工業デザインの保護に関して著作権法と意匠法との調整が検討されてきた。最新の結論である “Copyright, Designs and Patents Act 1988” では、著作権と登録意匠権の保護対象は一部重複しているが、物品の表面の装飾は登録意匠権で保護し著作権では保護しない等複雑な面がある。特徴的なのは、美術的著作物を工業的に利用すれば、その美術的著作

物の保護期間は、登録意匠権の保護期間と同じ25年間に短縮されることである。工業的な利用という公共の利益を重視した結果と思われる。

フランスは、意匠法自体が著作権的な考え方の制度であり、工業デザインは著作権でも意匠権でも保護される。

フランスと同じく、無審査主義の意匠法制を有するドイツでは、著作物の中に応用美術の著作物を含めているが、応用美術の著作物として保護されるためには、「個人的精神的な創作物」（独著作権法2条2項）であって、とりわけ、美術的な形態形成の高度性を有するものでなければならない。したがって、工業デザインのほとんどは著作権の保護を受けられないという<sup>10)</sup>。

### 2-3. 我が国における応用美術の保護

#### (1) 美術工芸品の保護

我が国では、「『美術の著作物』には、美術工芸品を含むものとする。」（著作権法2条3項）と規定し、応用美術のうち一品制作の手工的な美術工芸品のみを美術著作物に含め保護することとしている<sup>11)</sup>。ただし、「ポスター等として制作されまたはポスター等に利用された絵画、写真等については、著作物あるいは著作物の複製として取り扱うこと」になっている<sup>12)</sup>。

著作権法にいう美術の著作物というのは鑑賞美術の著作物であって、応用美術は、美術工芸品を除いて著作物とみなさない。しかし、意匠権の対象と著作権の対象をどこで線を引くのか、この限界は非常に微妙である<sup>13)</sup>。

#### (2) 判例

判例では、「博多人形」事件（長崎地佐世保支部決昭和48.2.7）<sup>14)</sup>等一部で、著作物と認められた事例もあるが、ほとんどの判例は、工業的に量産する実用品であること、又は、純粹美術と同等の思想感情の表現の成立という要件から、工業デザインは著作物と認められない。

最近の判例では、新居猛氏が製造販売してきた「ニーチェア」の著作権侵害事件があり、最高裁まで争われたが、著作権侵害は認められなかった。裁判所

は、「応用美術」を限定的に捉えていることが明確に表われている。

「美術工芸品とは、実用性はあるものの、その実用面及び機能面を離れて、それ自体として、完結した美術作品として専ら美術鑑賞の対象とされるものをいうと解すべきである。……右椅子のデザインは、量産されることを前提とした実用品である椅子に関するものであり、右椅子が実用を兼ねた美術著作物として意匠法等工業所有権法による保護を受けることは格別として、それ自体が実用面及び機能面を離れて完結した美術作品として専ら美術鑑賞の対象されるものとはいえないから、著作権法2条2項の『美術工芸品』にいまだ該当」しないと判断された。(大阪高裁 平成22.2.14)<sup>15)</sup>

## 2-4. 工業デザインと美術の相違

### (1) 「芸術の一体性」の議論

工業デザインが著作権では保護されにくい現状について、デザイナーを中心には不満がある。その不満は、工業デザインも美術作品と同等の知的創作であること、すなわち、「形 (form) と、形状 (shape)，外形 (configuration) 若しくは装飾 (ornament) の外観とに関連する意匠の性格は、美術の著作物一般の創作と同じ性質を有する創作である。」<sup>17)</sup>との思想に基づくものである。したがって、すべての精神的作品 (*œuvre d'esprit*) は創作の事実のみによってジャンル、表現形式、価値、用途を問わず保護される、というフランス著作権法の「芸術一体性」(*unité de l'art*) の原則<sup>18)</sup>と同様の保護を求める。

たしかに、工業デザインは幅広い分野にわたっており、美術との境界はやや曖昧であろう。しかし、その本質において、純粹美術とデザインは相違があり、単純に同一視できないと思われる。

### (2) 工業デザイン創作の意味と価値

工業デザインは、日常生活のための道具、物品に関する造形活動である。意匠法においても「『意匠』とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。」(意匠法2条) と

定義されており、物品が異なれば形状等が共通していても意匠としては同一とはならない。例えば、同じ円筒形でもそれがコップなのか塵箱なのかで意匠は異なるのであり、オーディオ機器の表面の矩形状部が単なる表面模様である場合と、操作ボタンである場合とでは意匠的な評価が違ってくるのである。

デザイン行為の成果としての意匠は、まず製品の具体的形態として捉えられる。しかし、意匠は製品の形態が特有の意味を担ったものとして捉えられなければならない。その意味は、生活面の用途・機能性、美的造形性、社会性、及び生産面の技術性、経済性等の諸要素を統合したものである。これに対し、美術は純造形的な活動であって、その作品は日常の道具的秩序をもつ生活空間の物品とは異質の純造形的空間に関わるものである<sup>18)</sup>。

そして、意匠は形態の意味を媒介として生活様式及び生産様式のビジョンを表現するものである。「ひとつのものをデザインするということは、それが実際には目に見えない“使用のパターン——the pattern of use”を創り出そうとするものである。」<sup>19)</sup>。表現される内容は、いわばデザイン的思想である。それだけを取り上げて考えると、抽象的なアイディアやコンセプトと思われるかもしれないが、そうではなく、製品の具体的な形態によって、それと相関的に表現される具体的なビジョンでなければならない。そして、その意味は単に眺めることによって捉えられる意味ではなく、その製品を使用する生活のなかで捉えられ、発揮される意味である。したがって、より客観的なニュアンスを有する言葉を使うならば、それは「意匠的使用価値」あるいは「意匠的效果」というべきものである<sup>20)</sup>。

「意匠の創作によって取得される権利が社会に正当として容認される根拠は、物品の形態において実現される、この新たな使用価値を創出したところに求められるものである。」<sup>21)</sup>つまり、よいデザインとは、個性的であることではなく、いかに客観的な価値があるかということである。「技術は収斂の世界、著作物は多様性の世界」<sup>22)</sup>といわれるが、工業デザインは技術と同様に、個性的な表

現ではなく、客観的な成果を求めていいるといえよう<sup>23)</sup>。

したがって、工業デザインは本質的には特許的手法 (patent approach) で保護されるべきであり、著作権的手法 (copyright approach) で保護されるべきものではないと思われる。だが、審査・登録という手続き上の煩雑さは問題点として残る。次節でとりあげる新しい不正競争防止法は、意匠制度のこの欠陥を補填する制度となるものである。

### 3. 工業デザイン保護の新しい動向

#### 3-1. 改正不正競争防止法

改正不正競争防止法は、平成5年5月19日に公布され、1年内に施行される。旧法（現行法）では、例えばコカ・コーラの瓶のように、ある特定の者の商品たることを表示するようになった商品形態しか保護の対象ではなかった。これに対して、改正のポイントの1つとして、不正競争行為類型に「他人の商品の形態の模倣」（いわゆるデッドコピー）を追加したことがある。

「模倣」というためには、(1)模倣の意図があり、(2)商品形態が実質的に同一のものであることが要件となる。販売された日から3年という期間設定は、第三者の事業活動への影響を考え、先行者の投資回収期間に限定したものであり、特許権等の保護期間の限定、及び、ECの統一意匠法案における不登録デザイン権の保護の期間（3年）とのハーモナイゼイションを考慮した結果という<sup>24)</sup>。

不正競争防止法は、行為規制法であり、意匠法のように権利を認めて保護するものではないが、デザインの保護という効果は同じであり、意匠法では、手続的に時間がかかるところを、3年の期間を限定して、短ライフサイクルのデザイン、模倣容易なデザイン等が救済されることを期待しているといえよう。ただし、訴訟は、明確な権利が保証された意匠権に基づき訴えた方が容易であろう。

### 3-2. EC意匠法案

ヨーロッパ共同体（EC）における工業所有権の統一化の作業が進んでおり、意匠法についても、欧州共同体委員会が1991年6月に、「工業意匠の法的保護に関するグリーンペーパー」を発表し、広く意見を求めた。現在は、若干の修正を加え、検討を進めているところである。

EC法案の「最も特徴的な点は、第一段階の権利（短期）と第二段階の権利（長期）とを区別して、前者は登録なしで模倣禁止権、後者は登録手続を経て、阻止効ある（mit Sperrwirkung）絶体的独占権を認めたことである。」保護の期間は、登録デザイン権が25年間、不登録デザイン権については3年間とされている<sup>25)</sup>。

EC法案が、我が国の不正競争防止法に影響していることは容易に見てとれよう。また、我が国では意匠法と不競法は二段階的な関係はないが、それぞれ長期と短期の保護を受け持つ関係も総体的に眺めると近いものといえよう。

### 3-3. 新実用新案制度

平成5年4月16日、「特許法の一部を改正する法律」が参議院本会議で可決・成立し、平成6年1月1日から施行される。これにより、実体要件の審査を伴わない権利付与を行う、新実用新案制度が始まる。権利期間は現行法の10年から6年に短縮されるが、権利発生の要件等は変わらない。単純に同一視できないが、「ライフサイクルの短い技術を適切に保護する観点」において、特許の世界にも不競法やEC法案の考え方と共通する動向があるといえよう<sup>26)</sup>。

## 4. 工業デザインの保護の目的

工業デザインを保護することは、何の疑問も無く正しいことであり、模倣は悪であると、一般に思われている。だが、ことはそう単純ではない。ヴィクター・パパネックは、次のような批判をのべている。「特許権（パテント）と著作権（コピーライト）のいまのシステムには基本的に誤りがある。」「たとえば、

もし私が身体障害児の治療に役立つようなおもちゃをデザインするとしたならば、そのとき私は、パテントの申請を通すために一年半もデザインの発表を遅らすことはよくないことだ、と思う。」「この本に載せてあるデザインの作例は、パテントをとったことのないものばかりである。それどころか……もしどこかの企業からの問い合わせがあると、私の学生たちは説明書を全部ただで送るだろう。私自身も同じようにするよう努めている。」<sup>27)</sup>

パパネックの批判は、匿名性や公共性といったデザイン思考に則ったものであり、デザインが秘密にされたり、一企業に独占されることは、社会全体の利益からみると基本的には悪といえよう。すなわち、アイディアはできるだけ早く公開され、良いデザインが多数実施されてこそ、われわれの物質的生活が向上し、産業が発達することになる。

だが、意匠権がなくなれば、それが実現するであろうか。むしろ、苦労して創作した意匠が、なんの報酬もなく他人に実施されてしまうのであれば、デザイナーはできるだけ秘密にしようとする。また、他人に先行して創作したことによる利益がなくては、創作意欲もなくなるであろう。一方、デザインを実施する企業にとっても、製品がすぐに模倣されてしまうのでは、新しいデザインの開発意欲が起こらないであろう。したがって、意匠権がないことによってかえって新しいデザインの創作や実施が阻害されるのではないか。

確かに、保護するだけでは弊害も考えられる、すなわち、著作権のように長期にわたって独占されると、利用・実施が促進されにくい。しかし、意匠権には、権利期間が15年という時間的制限もあり、意匠制度はデザインを保護するだけでなく、その利用を積極的に図る制度となっている。したがって、意匠権は、創作者や企業に利益をもたらすが、意匠制度の本来の目的は個々の利益ではなく、その創作活動や実施の活動を通じて、産業を発達させ、われわれの物質的生活を豊かにすること、そのような公共の利益を実現することが究極目的である<sup>28)</sup>。それは、パパネックがデザインにおいて志向するところと基本的に

同じであると思われる<sup>29)</sup>。

## 注

- 1) 斎藤瞭二『意匠法概説』1991. 4 勅有斐閣 p. 83
- 2) 中山信弘編集『注解 特許法〔第二版〕上巻』勅青林書院 p. 6
- 3) 斎藤瞭二, 前掲書 p. 265
- 4) 半田正夫『著作権法概説』(第6版) H 4. 2 勅一粒社 p. 12  
中山信弘編集『注解 特許法〔第二版〕上巻』p. 13
- 5) 斎藤瞭二, 前掲書 p. 23。半田正夫, 前掲書 p. 12  
中山信弘編集, 前掲書 p. 15
- 6) 半田正夫, 前掲書 p. 171
- 7) 特許庁監修『発明総覧(1991年版)』通産資料調査会 p. 620
- 8) Stephen P. Ladas, Patents, Trademarks, and Related Rights (Cambridge 1975) § 485。『ラダス国際工業所有権法2』1980 AIPPI・JAPAN p. 343
- 9) 大山幸房訳『外国著作権法令集(3)アメリカ合衆国・イタリア編』昭和60年, 著作権資料協会
- 10) 勘知の財産研究所『短ライフサイクル意匠の保護に関する基礎調査報告書』平成2年3月。河野愛「デザインの法的保護」(『エコノミア』第40巻第4号通巻第104号1990年3月)。
- 11) 高田忠『意匠』勅有斐閣 昭和44年 pp. 21
- 12) 『著作権制度審議会答申』(昭和41年4月20日) p. 3
- 13) 加戸守行『全訂著作権法逐条講義』(社)著作権資料協会 平成元年2月1日 p. 45
- 14) 『無体財産権関係民事・行政裁判例集』5巻1号 p. 18
- 15) 『DESIGN PROTECT』No. 21 Vol. 5-5 1992 p. 35
- 16) 『短ライフサイクル意匠の保護に関する基礎調査報告書』p. 61
- 17) Stephen P. Ladas, Patents, Trademarks, and Related Rights §483。前掲書 p. 339
- 18) 「現代美術の見出した空間は、従前のような閉鎖的な空間ではなく、広い見渡しをもつ地平であるが、現実空間そのものではなく、純造形的なそれである。くり返し述べる如くそれは道具的秩序をもつ生活空間とは質を異にしている。」(河本敦夫『現代造形の哲学』岩崎美術社 1973 p. 157)
- 19) J.クリストファー・ジョーンズ「デザイン方法論セミナー」『工芸ニュース』vol. 38-2 1970 p. 56 (『工芸ニュース・総集編9』(社)工芸財団 工芸ニュース編集室 1977 p. 62)
- 20) 特許庁監修, 前掲書 p. 616
- 21) 斎藤瞭二『意匠法』1985 発明協会 p. 65
- 22) 中山信弘「平成3年2月12日 特許庁特別研修における講演より」『とつきよ』平成3年5月号 p. 38
- 23) 「工学的技術が基礎科学的空間の秩序を、道具的空間のそれと媒介し、後者を更新し発達させるように、デザインは純造形的空间の秩序を道具的空間のそれと媒介し、同様に後者を歴史的に発展させる。そこに両者の根本的な目

的がある。」(河本敦夫, 前掲書 p. 162)

「工学的技術とデザインとは、歴史的道具的空间をもつという点において、基礎的に世界を等しくしている。しかし、この空间をどのような侧面について発展させるか——その点で、両者は違っている。繰り返していうまでもなく、工学技術は道具的系列の秩序が、簡潔確実に人間の手もとに属するよう发展を企てる。しかし、調和的に属するように发展を計ることは、工学技術にとって関心の外にあるか、もしくは付隨的なものにすぎないであろう。『簡潔確実に』ということと、『調和的に』ということとは、内容が異なっている。」(同上 p. 163)

- 24) 第126回国会衆議院商工委員会議事録第16号
- 25) 佐藤恵太「紹介・EC統一デザイン規則に関するグリーンペイパーについて」『工業所有権法研究』1991-10-No108, p. 16
- 26) 熊谷健一／土井俊一「特許法・実用新案法の改正について」『特技懇』No170 1993.8.20
- 27) ヴィクター・パパネック『生きのびるためのデザイン』阿部公正訳 晶文社 1974 p. 11
- 28) 莽優美『改訂 工業所有件法解説——四法編』ぎょうせい 1982 p. 545
- 29) 特許庁監修, 前掲書 p. 619

(うめざわ・おさむ 特許庁)